

入 札 公 告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月18日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 設備管理グループ

担当 横關 祥宜

電話 029-301-2388

FAX 029-301-2398

E-mail kanzai4@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札対象工事

- (1) 工 事 名 県庁舎行政棟トイレ改修工事（2 工区）
- (2) 工事場所 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
- (3) 工事概要 トイレ改修工事（行政棟 2, 4 階） 一式
- (4) 工 期 契約日の翌日 より 1 2 0 日間
- (5) 建設工事の種類（業務区分） 建築一式工事

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。
- (3) 入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定した者を除く。）。
- (5) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があり、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された建築一式工事の格付けがS又はA等級であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
- ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、前記の受託者とは、株式会社エイプラス・デザインである。
- (9) 建築一式工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (10) 建築一式工事について、建設業の許可を受けていること。
- (11) 建築一式工事において、令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格（税抜き）以上の者であること。
- (12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。
- ア 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者になり得る者であること。
 - イ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）であるものにあっては、以下の条件をすべて満たすこと。なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
 - ・本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。
 - ・本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。
 - ウ 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
 - エ 現在、他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあっては、工期の始期日から配置できること。
 - オ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、落札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
- (13) 建設業法施行令第 27 条第 2 項により複数工事の技術者を兼務する場合には下記のすべてを満たすものであること。
- ア 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村（水戸市）であること。
 - イ 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。
 - ウ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと。

エ 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること。

4 資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う工事である。

電子入札システム URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

なお、電子入札システムによりがたい場合には、1の担当部局に紙入札方式移行承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。

5 設計図書の閲覧期間及び場所

(1) 入札情報サービス

ア 期間 公告日から令和8年10月15日（木）まで

イ URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(2) 公共事業情報センター

ア 期間 公告日から令和8年10月15日（木）まで

（茨城県の休日进行を定める条例（平成元年茨城県条例 第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（正午から13時までを除く。）

イ 場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁行政棟1階

1の担当部署における閲覧は、実施しない。

6 競争参加資格の確認等

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次により提出しなければならない。

(1) 申請書及び資料の受付日時

ア 電子入札システム

・公告の日から令和8年10月6日（火）午後5時まで必着

イ 郵送

・受領期限は、令和8年10月6日（火）午後5時まで必着

・申請書及び資料の一部又は全部について、郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。

(2) 提出先 1の担当部局に同じ。

(3) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

7 入札手続等

(1) 入札書の受付日時

ア 電子入札システム

・令和8年10月13日（火）から令和8年10月15日（木）午後5時まで必着

イ 郵送

- ・受領期限は、令和8年10月15日（木）午後5時まで必着
- ・入札書を郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。

ウ 提出先 1の担当部局に同じ。

(2) 競争入札執行（開札）の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月16日（金）午前10時00分から

イ 場所 茨城県総務部管財課 入札室 （茨城県庁行政棟4階）

(3) 予定価格

41,162,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 最低制限価格

設定する

(7) 調査基準価格

設定しない

(8) 入札の無効

入札説明書によるものとする。

(9) 入札の執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

(10) 落札者の決定方法

ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、アによらず落札者とししない。

ウ 落札となるべき同一の金額の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

エ あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者に

ついて、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、アによらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

- (ア) 直接工事費は、設計金額の90%以上であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）
- (イ) 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の80%以上であること。
- (ウ) 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。
- (エ) 一般管理費（契約保証費を含む。）は、設計金額の30%以上であること。

(11) 入札結果

入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより通知する。郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

(12) 契約書の要否

要

8 その他

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、1に同じ。
- (3) 詳細については、入札説明書による。